

福島県中小企業振興基本条例

福島県の中小企業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、国境を越えた経済活動の拡大とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化が激しさを増し、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような厳しい環境の中で、新しい局面を切り開いていくためには、経営の革新や新事業の創出など新たな展開を図り、持続的発展を可能とする仕組みへと変革していくことが必要であり、中小企業者には、そのための努力が求められている。同時に、中小企業は本県経済や地域社会において重要な使命を果たしていることから、中小企業の置かれた厳しい立場を理解し、その再生への努力に協力し、支援していくことが必要である。

ここに、本県の中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにし、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することによって、本県経済の中核を担う中小企業が生き生きと躍動する福島県を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本県の中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号。以下「基本法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業に関する団体をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な事業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな

自然その他の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的な活用を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、中小企業団体及び大学等との連携により、中小企業の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

3 県は、国に対して中小企業の振興に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、当該市町村の区域の自然的経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力等)

第六条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上に努めなければならない。

2 中小企業者は、その雇用する労働者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

3 中小企業団体は、その活動を行うに当たっては、中小企業の振興に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の理解と協力)

第七条 県民は、中小企業の振興が地域経済の活性化と県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、その健全な発展に協力するものとする。

(基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の経営の革新(基本法第二条第二項の経営の革新をいう。)の促進及び経営資源(同条第四項の経営資源をいう。)の確保を図ること。

二 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。

三 中小企業の受注機会の増大を図ること。

四 中小企業の創業及び中小企業者の新たな事業の創出等の促進を図ること。

五 産学官の連携による研究開発を強化することにより、中小企業への技術移転、事

業化の促進等を図ること。

六 企業立地を促進することにより、新たに立地した企業と当該地域の中小企業との有機的な連携を強化し、産業集積の促進を図ること。

七 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

八 安心して子どもを産み育てることができる職場環境に配慮した中小企業の育成及び支援を図ること。

九 まちづくりの観点に立った商業の集積の促進及び本県の特長である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光、地場産業等の振興を通じ、中小企業の育成を図ること。

(基本計画の策定)

第九条 知事は、中小企業の振興に関する施策（農林水産業を営む中小企業に関するものを除く。次項において同じ。）を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、中小企業の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県中小企業振興審議会の意見を聴かななければならない。

(市町村に対する支援)

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策の実施について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十一条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて講じた施策について報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。